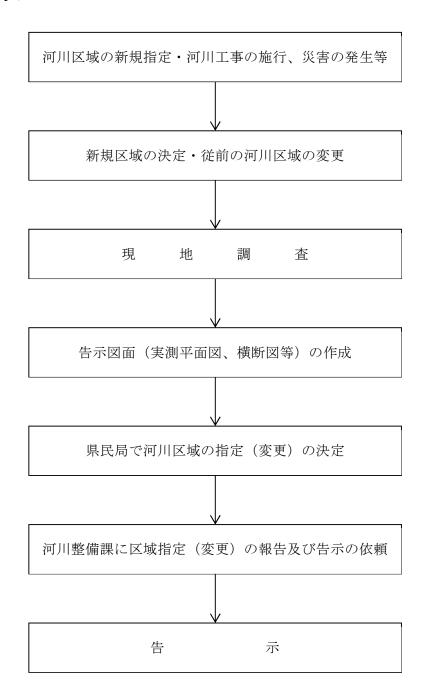
# 第3章 河川区域等

## 第1節 河川区域の指定

## 1 事務のフロー



## 2 事務の目的

河川区域とは河川を管理するのに必要な土地の範囲のことです。

河川を管理するには、河川区域は広ければ広いほど良いのですが、河川区域内では民有地であっても、河川法により様々な規制がかかりますので、この調整を図り河川区域がどこまでかを明らかにすることが、この事務の目的です。

## 3 留意事項

河川区域の指定又は変更する事務は「河川区域とその指定要領」によるほか、以下の点に 留意してください。

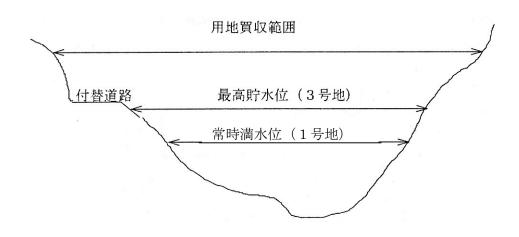
- (1) 河川区域と国有河川敷地の範囲は必ずしも同じとはなりません。
- (2) 河川区域の指定又は変更は土地の利用に制限を課すものですので、河川工事が完了しだい速やかに行ってください。

第4章の廃川敷地の処理方針の決定と同様、河川工事の計画時に、河川区域の変更の範囲及び時期を管理担当者と工事担当者が協議しておくことが必要です。

## (3) ダムの河川区域の指定

河川法施行令第1条3号により、「ダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地」は河川法第6条1項3号の河川区域となります。

ダムの河川区域の定め方については、昭和46年4月2日付け建設省河開発第35号「ダム及びその貯水池の河川区域について」(Ⅲ要綱通達編及び河川管理施設等構造令第5条を参照してください。)



## 4 事務の進め方

- (1) 河川工事の施行、災害の発生等により河川の状況が変化したときは現地調査を行った上、河川区域の指定又は変更を検討してください。
- (2) 河川区域の指定又は変更の必要があるときは、土木事務所で決定を行った後に河川課に河川区域の決定の報告及び区域指定(変更)の告示依頼を行ってください。
- (3) 添付書類は次のとおりです。
  - ア 告示依頼書
  - イ 位置図(1万分の1~5万分の1)
  - ウ 告示図面 (500 分の1~1000 分の1の平面図~河川区域の範囲に「河川区域とその 指定要領」に基づき着色してください。)
  - エ 告示案 (下記のとおり)
  - オ 変更の場合は上記のほか、指定の時の告示公報の写し、従前の河川区域の縦覧図面を 添付してください。

<報告及び告示依頼文案>

 第
 号

 令和
 年
 月
 日

県土整備部土木局河川整備課長 様

○ 県民局長(○○土木事務所)

河川区域の決定(変更)の報告及び河川区域指定(変更)に係る告示依頼について

○○郡 ○○町 ○○字○○地先の 級河川 川の河川区域については、別添図面のとおり区域を決定(変更)することとしたので報告します。

ついては、別添告示案のとおり区域決定(変更)をしたいので、告示手続きをお願いします。

記

- 1 区域決定関係図書
  - ① 位置図
  - ② 実測平面図 (変更の場合は、新旧が対象できるものを含む)
  - ③ 縦横断図 (変更の場合は、新旧が対象できるものを含む)
  - ④ その他必要な図書
- 2 告示案 (別紙のとおり)

(告示案)

<指定の場合>

河川区域の指定

兵庫県告示第 号

川水系に係る 級河川 川について、河川法(昭和39年法律第167号) 第6条第1項第3号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び 県民局県土整備部〇〇土木 事務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

令和 年 月 日

兵庫県知事

次の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2 号の区域以外の区域

(図面省略)

<変更の場合>

河川区域の指定

兵庫県告示第 号

令和 年兵庫県告示第 号(河川区域の指定)の一部を次のように改正する。 その関係図面は省略し、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び県民局県土整備部○○土木事 務所に備え置いて2週間縦覧に供する。

令和 年 月 日

兵庫県知事

本文中、第 号図面を改める。

## 第2節 指定要領

## 1 総 則

昭和 39 年7月に現行の河川法が制定されましたが、この法律改正の主要な理由の一つに「河川区域」に対する問題点がありました。すなわち、河川の公物管理行政を強力に推進させるために積極的に取り組まれた河川法制定でしたが、旧法適用河川敷地の私権排除の規定は、個人の財産権を侵害することとなるため、国家権力の絶対であった旧憲法に基づく旧法の規定は新憲法の施行された戦後においては実際的にこの規定の適用は不可能となりました。

このように、旧法に基づく河川区域の指定が行なわれたものはごく一部の河川にすぎず、 主要河川の大部分は河川法の適用がなされながら、その区域(幅)指定はほとんどなされて いない状態で管理されてきました。したがって、堤外の土地で当然に河川区域として法の規 制を及ぼすべき土地が附近地制限令(河川保全区域)の範囲での制限にとどめなければなら ないなどの矛盾が各河川にみられました。

新法においては、この弊害をなくするために河川の敷地に対する管理権と私権(所有権)とを法律上区分して、その区域指定を容易にし適切な河川管理が行なわれるように改められました。すなわち、河川区域の指定は官有民有の別を問わず河川管理者が行なえるものですが、河川区域に指定された土地といえどもその所有権は存続されるものであって、ただ河川としての管理上必要な制限を受けるものであることに改められました。

#### 2 旧河川法による河川区域

旧河川法第2条1項には「河川ノ区域ハ地方行政庁ノ認定スル所ニ依ル」とあり、第3条 には「河川並其ノ敷地若ハ流水ハ私権ノ目的トナルコトヲ得ス」と定められていました。

したがって、河川区域の認定は当然の効果として当該区域内の一切の私権を消滅させるものであり、その認定の適否は重大な意味を有していました。「地方行政庁の認定」とある以上、この指定は一見自由裁量行為とも考えられますが、どのような土地を河川の区域と認定するかは河川の物理的な概念から地形や流水の反覆性を考え河川であることを確認する覊束裁量行為です。しかし、どのような土地までが河川と認められるかについては、概括的には論じられても明確に標準を定めることは困難であり、ケースバイケースにより具体的に判断せざるを得ないものです。

このように"河川"の敷地そのものに明確な定義がない上に、認定された土地の私権が認められなくなるという効果が河川区域の認定を困難にし、積極的な認定行為がみられませんでした。なお、旧法による準用河川においては私権排除の規定はありませんが、適用河川において積極的な区域認定が行なわれていない関連から、準用河川においても区域の認定が行なわれた例は多くはありません。

## 3 新河川法による河川区域

新河川法では、私権消滅の反対効果を排除して区域の指定を容易にすべく定められています。

第2条2項には「河川の流水は、私権の目的となることができない」とあるのみであり、 第6条1項に「この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう」と定め、 その内容は次のとおりです。

- (1) 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く)の区域。
- (2) 河川管理施設の敷地である土地の区域。
- (3) 堤外の土地(政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む)の区域の うち、第1号に掲げる区域と一体として管理を行なう必要があるものとして河川管理者が 指定した区域。
- (1)及び(2)の区域は河川管理者の指定を必要とせず、河川の指定があれば、自然に河川区域となるいわゆる当然区域です。(3)の区域は河川管理者の指定によって初めて河川区域となる区域です。

## 4 旧河川法による河川区域の経過措置

河川法施行法第3条には旧法に基づく河川区域の経過措置が定められています。これによると、新法に基づく河川指定に際して現に存する旧法の規定による河川区域は、新法の3号地(指定を要する河川区域)に属する土地であっても政令で定める日(昭和51年3月31日)までは、新法による河川区域とみなされることとなっています。しかし、前述のとおり旧法の河川区域の指定はほとんどなされていませんが、河川敷と認定すべき官有土地の取扱いに関しては、明治36年4月16日付甲第46号岡山県知事宛土木局長回答に「従来官有敷ニシテ河川トシテ取扱ヲ為セルモノハ河川法施行ノ際殊更ニ認定処分ノ表示ヲ為ササルモ其効力ヲ生セシモノト謂フヲ得ヘク・・・・・」とあり、当然施行法第3条の規定が適用され昭和51年3月31日までは新法による河川区域の指定がなくとも河川法の規制が及ぶものとして取り扱うことができます。

#### 5 新旧河川法の河川区域の考え方

旧法の河川区域はすべて認定行為によらしめていました。したがって、事実上流水面下の 土地であっても河川法の規制が及ばないと言う矛盾を生ずることもあり、加えて区域認定に よって私権が排除されることが更にこの矛盾を助長させる結果となっていました。そこで新 法においては、私権の存在を認めることによって区域の指定の困難性は緩和されましたが、 なお河川管理を充実させ実態にそわせるため土地の状況により自動的に河川区域となる区域 (1号地・2号地)は定められました。

このことからすると旧法の河川区域の考え方と新法のそれとは法律上の考え方が一変した かのように思われます。 そもそも公物の管理権そのものを考えてみると、旧法の私権排除の規定は公物管理権の絶対性によるものではありません。河川における私権のすべてを排除するならば、その敷地の占有も私権の一種である以上否定されることとなります。したがって旧法の私権排除は河川には公物として管理者の管理権限と構成物(土地)としての私権(所有権)の両要素が存在しますが、旧法制定時の時代背景とその立法主旨から河川敷地における財産権の行使を、強力に制限し河川の管理を徹底させる意味をもって、河川区域である間その私権を排除させたものと考えられます。したがって廃川処分された土地については「私人ノ所有権ヲ認メタル証跡アルトキハ其ノ私人ニ下付スへシ」(旧河川法第44条)と規定されており、従前の所有者に返還されることになっています。

新法においては、憲法第 29 条との関連、社会状勢の変化、財政的配慮等が考慮されて、河川の要素の一つである私権を消滅させるほどの強い制限は加えないものとされました。しかし、敷地と流水の統合体である河川は公共用物であって、その構成物である敷地に対して公物管理権としての制限が加えられることは当然です。

以上のとおり新旧河川法においては、私権の排除の有無が相違するのみであって、管理権 そのものの考え方が変化したものではなく、また管理権が弱体化したものでもなく時代に合 致した適正な河川の管理が行なえるような法律に改められたものです。

## 6 河川法第6条1項各号の解説

#### 第1号の土地

いわゆる「河」の状況を呈している土地の区域です。これは更に二つに区分され、一つは「河川の流水が継続して存する土地」であり、すなわち常に河川の表流水の継続的存在が外見上明らかに認め得る土地を指しています。他の一つは「草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地」、つまり常時は河川の流水に覆われてはいないが、反復して覆われるため水産植物(藻、あし等)が繁茂し、又は石、砂等が露出して、いわゆる河原の状況をなしている等明らかに周辺の土地と地相を異にしている土地を指しています。また、この土地には「河岸」の土地が含まれるものとされています。河岸とは河状の土地とその他の土地との境にあって両者の形状が移り変わる部分をいいます。

#### 第2号の土地

河川管理施設の敷地です。この敷地の意味は当該河川管理施設の用途に供されている土地であって、この土地の意味は当該施設が直接に区切る土地よりもいくぶん広く解して差し支えないものと解します。例えば、屋敷は建坪のみで成り立つものではなく、出入口や維持補修等のため最小限ある程度の附属地を必要とすることからです。この余裕幅は画一的に定められるものではありませんが、 $3\sim 5$  m程度は問題はなくむしろ維持補修等のため当然に必要なものではないかと考えられます。また付近の地形、地質等の状況によってはもっと大きくすることも可能と考えられます。

### 第3号の土地

堤外の土地の区域のうち、河状を呈している土地(1号地)の区域ではないが(高水敷、中の島等)、出水時において河川の流水が災害をもたらすことのないよう正常に流下させるために支障ある行為を規制する等、河川管理者が1号地と一体として管理を行なう必要がある土地です。また、このなかには堤外の土地に類する土地を含むものとされていて、類する土地とは河川法施行令第1条1項で次のように定めています。

- (1) 地形状堤防が設置されているのと同一の状況を呈している土地のうち、堤防に隣接する土地又は当該土地若しくは堤防の対岸に存する土地。
- (2) (1)の土地と河状を呈する土地との間に存する土地。
- (3) ダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地。

丘陵等が河川に迫って、その一部の土地が堤防と同様の効用を有している場合には、このような土地及びこれらの土地と河状を呈した土地(1号地)との間にある土地は、洪水の氾濫を防止し又は疎通させる役割を果たすことになるので、河川区域として管理することができるものとしたものです。この場合の隣接の意味は、接続のみに限らずカスミ状をなしている場合でも一連の効用を有している場合は含まれるものと解されます。また、隣接するものとして指定できる距離に制限規定はないが、上下流や河の中の地形状況等を考慮して定めるべきものであって、自ずとその制限は生じ数キロメートルにわたることはないものと考えられます。

ダムの「貯溜される流水の最高の水位」とは、物理的に湛水可能な最高の水位と解して差支えないものと思われます。したがって、操作上の最高水位よりも高い水位の区域であって、一般的にはダムの湛水区域として買収された土地の区域を3号地として指定できるものと考えます。

### 7 河川区域指定の方法

河川区域の指定は、一級河川の指定区間外区間については国土交通大臣、一級河川の指定 区間及び二級河川については都道府県知事が行なうものとされていますが、この指定は官報 又は公報に掲載して効力を生ずることとなります。

指定の方法は、

- (1) 市町、大字、小字及び地番
- (2) 一定の地物、施設又は工作物
- (3) 平面図

のうち一以上の方法によること(施行規則第2条)とされています。

前記の方法のうち(1)については地籍調査に相当の日時を要すること、一般部外者の現地の確認が困難なこと、(2)については指定しようとする区域が必ずしも施設又は工作物等によって表示できると限られていないこと等を勘案して、現在のところ各水系とも(3)の方法によって行なうこととしています。

この平面図には、1号地、2号地及び3号地に該当する河川区域のすべてを茶色で着色して、その区域のうち当然区域である1号地及び2号地を除いた区域を3号地に指定すると表示しています。指定は3号地のみが必要なのであるが、法文上当然区域であるとしてもこれを現地に見るとき必ずしもその区分が明らかでない場合が多く、また主観的な相違も生ずるおそれがあるためこれらを防ぐための処置です。

- (1) 区域決定の表示の色分けは、次により行ってください。
  - ① 堤防は、茶色実線で表示する。
  - ② 堤防類地は、赤色実線で表示する。
  - ③ 河岸は、青色実線で表示する。
  - ④ 霞堤の場合は、上流堤(H.W.L)の先端から流心に直角に見通した線を赤色実線で表示する。
  - ⑤ 支派川との合流、分派点は、本川堤の裏法尻の見通し線を赤色実線で表示する。
- (2) 上記により表示した区間の土地は、茶色で全部着色します。

## 8 河川区域とならない官有地の処置

河川法施行法第3条において、旧河川法時の官有河川敷は昭和51年3月31日までの間は新法の河川区域とみなされることは前に述べましたが、それ以後もこれらの官有河川敷がすべて新法の河川区域に含まれるとは限りません。したがって、新法の河川区域に含まれないものは昭和51年4月1日以降河川法によってこれを管理することができません。この場合、当該敷地は廃川処分の手続を行った上、次のいずれかの処置を行なわなければならないこととなります。

- (1) 財務大臣への所管替(普通財産としての処分)
- (2) 河川法第92条に基づく交換
- (3) 都道府県に譲与(二級河川にかかるものに限る)
- (4) 国土交通省所管行政財産として存置又は所属替(公共事業用地としての留保)

ただし、いずれの場合においても河川法施行法第 18 条の規定(旧河川法第 44 条ただし書の私権が抹消された土地の従前の所有権者に対する下付)が優先することに留意しなければなりません。

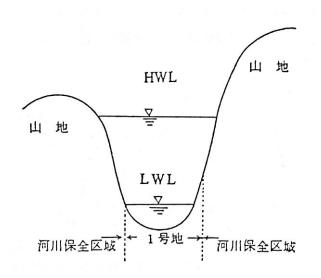
#### 9 河川区域の指定にあたって留意すべき事項

- (1) 河川管理者以外の者が設置した工作物を、河川管理施設とし、その土地を河川区域とする場合には、河川法第3条2項ただし書の規定に基づき当該施設管理者の同意を得ること。
- (2) 都道府県知事が指定区間内の一級河川のうち指定区間外の一級河川との境界に係る部分について河川区域を指定(変更・廃止を含む。)しようとするときは、近畿地方整備局長と協議しなければならないこと。

- (3) 河川区域内の土地にも私権は認められているが、公共用物である河川を構成するものである以上公益保全のため法の制限を受けることは必然的であることにかんがみ、河川区域の指定にあたってその区域は必要な限度にとどめ不当に個人の財産権を侵すことのないよう充分に配慮すること。
- (4) 堤防は洪水を防御し、他に害することなく流下させるための施設であるから、原則的には堤防と堤防(堤防とみなされる土地を含む。)の間に存する土地は河川区域として指定すべきであるが、地形状その必要のないもの(計画洪水位以上の中の島、高台地、洪水の流下に直接関係のない土地等)は除外しなければならないこと。
- (5) 河川区域の指定はその河川の現況によって定めるべきものであって、必ずしも旧法に基づく河川区域にとらわれる必要はない。例えば、従前附属物の認定がなされていた堤防の堤外民地が現況では盛土され相当市街地化しており、その前面に護岸が築造されてすでに堤防敷は道路としての効用のみを有しているような場合は、当該堤防敷は河川区域から除外すべきであること。
- (6) 旧法時には河川区域が河川管理者の認定のみで決定されたことの踏襲から、ややもすると将来の工事予定の土地を指定しようとする河川区域に含めて規制し工事の促進を計ろうとするむきがあるが、現況での河川管理上必要な土地以外については別途河川予定地等の指定により規制すべきものであること。
- (7) 兼用工作物でない道路や私有施設の護岸等が区域の境界となる場合、又は前記(1)により兼用工作物とした場合は、河川区域の境界、施設の帰属及び維持管理の分担等についてあらかじめ明確にしておく必要があること。

### 10 例 題

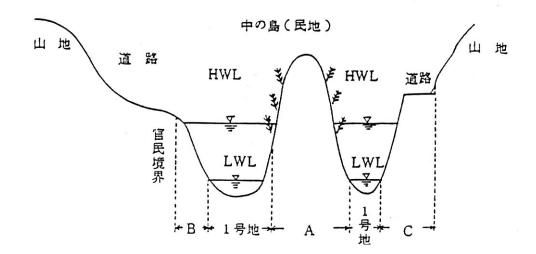
(1)



上流山間部の例である。

河川区域は1号地のみで3号地の指定はできない。ただし、平地部に隣接する部分については堤防類地として3号地指定の方法はある。又、山腹保護等必要がある場合は河川保全区域指定の方法もある。

(2)

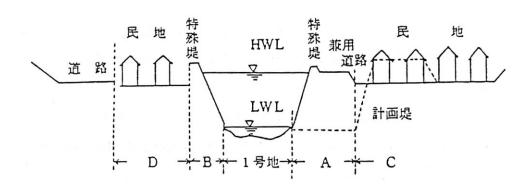


A: 一般的には河岸までとする(1号地のみと接する)。ただし、B又はCが堤防か堤防類地である場合には、計画高水位以下に相当する部分は3号地の指定が可能である。

B:河川敷地であり、道路との間に相当の幅がある場合は河川管理施設の敷地として2号地となる。道路と接近する場合は兼用工作物(護岸)敷地(2号地)となることもある。

C: 道路護岸と考えられ、河川保全区域のみの規制でよいと考えられる。上、下流の地形、 立地条件により場防類地又は兼用工作物となることもあり得る。

(3)



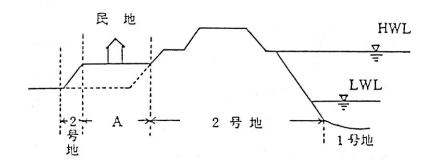
A:2号地である。兼用道路でなく特殊堤のみの場合でもできうれば維持管理水防活動上 必要な幅は保有すべきである。

B:Aと同様に考えたいが民地であり、余裕幅を取ることは困難である。

C:計画のみであり河川保全区域とする。必要により河川予定地の指定を考える。

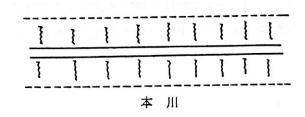
D:保全区域

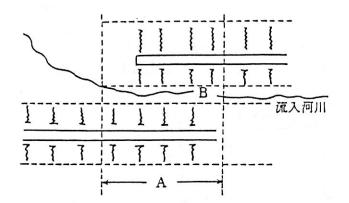
(4)



A:地形上一部は堤防断面内にあり、2号地となるとも考えられるが、民地の幅、上下流の地形等を考慮して必要最小限度に3号地(堤防類地)として指定する方が好ましいものと考える。しかし、当該地の工作物設置等の許可にあたっては相当の配慮を要すると思われる。

(5)

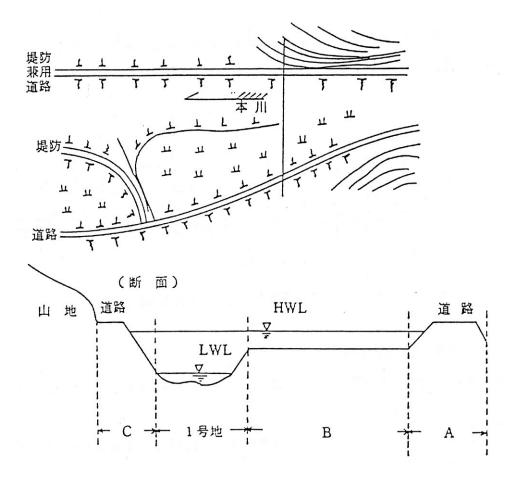




A:支川(派川)が普通河川の場合 は積極的に取り入れて管理すべ きである。

> 下水道、かんがい水路等特定の 管理者がある場合は協議の上、 妥当な管理分界を定めればよい。

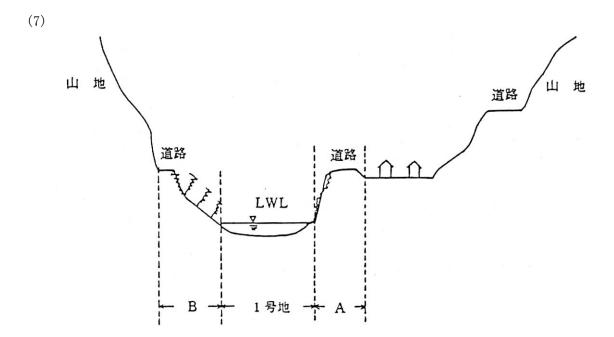
B: Aの指定に基づいて、他の例に より1号地、2号地及び3号地 を定める。



A: Bの土地の状況により Bを 3 号地として指定する必要のある場合は兼用工作物として 2 号地となる。

B:全部を3号地として指定するか、川沿い部のみを堤防類地又は隣接地として3号地として指定することもできる。

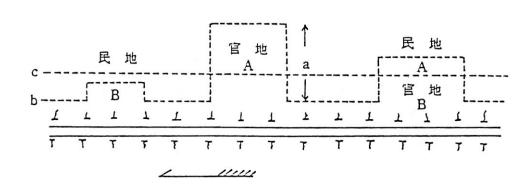
C:山付部分までは兼用工作物とする。山に沿う部分は上流部又は山地部の地形状況により、2号地(兼用工作物)、3号地(堤防隣接地)の河川区域又は河川区域外とする。



A:河床部まで全面護岸があり背後地を守る必要もあって、兼用工作物として2号地となる。

B:路肩部のみの石積みであり、道路施設とみなされ河川区域の必要はない。

(8)



a:数メートルから数十メートルの堤防付官有地(旧河川区域)。

b:官民境界線

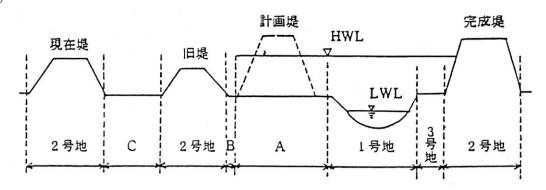
c: 改修計画に必要な敷地

A:廃川敷地として処分する。但し、昭和51年3月31日までは施行法第3条の規定により河川区域とみなされる。

B:(1)  $3\sim 5$  メートル程度までは、法裏保護及び水防活動上必要なものとして 2 号地とできる。

- (2) 改修工事が昭和50年度中までに実施されるならば、施行法第3条により河川区域のまま施工できる。
- (3) 改修工事が昭和 51 年度以降であれば、いったん廃川処分をして国有財産法により行政財産(公共用財産)として管理する。

(9)

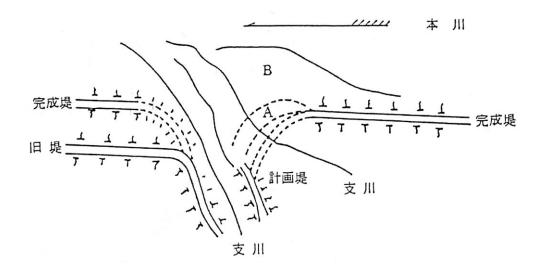


A: 堤外地であり、新堤計画もあるので3号地指定が妥当である。

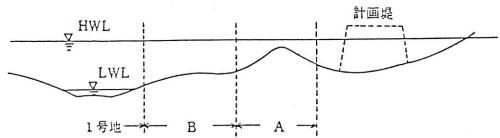
B:立地条件、幅等から考慮してAに含めて3号地とするか、又はCと同様に考える。

C: 堤外地ではあるが、堤防計画がその河側にあり洪水流下にも直接的な影響がないので 河川保全区域の規制に止めるべきであろう。しかし、立地条件によっては3号地とす ることも可能である。

(10)



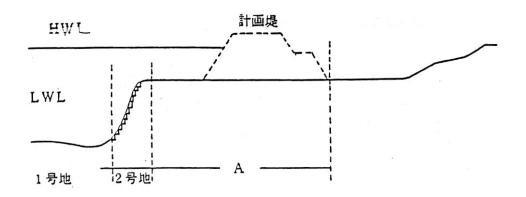




A:堤防隣接類地として3号地とする。

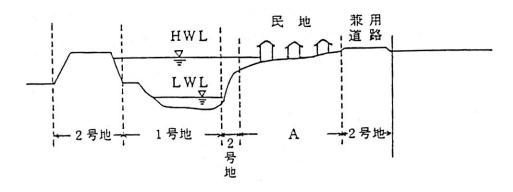
B:堤防類地と1号地の間に存する土地として3号地とする。

(11)



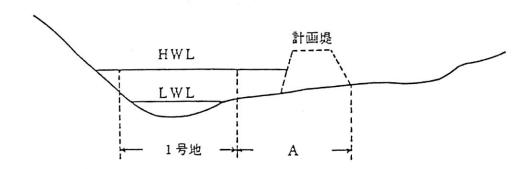
A:計画はあっても、例(9)と同様に扱うことは困難であり、河川保全区域又は河川予定地の指定により規制する。

(12)



A:3号地と考えられる地形であるが、民地で既に相当市街地化している場合は洪水流量等を勘案して、河川保全区域指定にとどめるもやむを得ない場合がある。

(13)



A:例(11)と同様である。

## 11 河川区域以外の河川法上の区域の指定について

区域の指定方法は、河川区域の場合と同じですが、<u>以下の区域の指定に際しては、私権を</u>制限する区域もあることから当面河川整備課に協議してください。

(1) 高規格堤防特別区域の指定(河川法第6条2項)

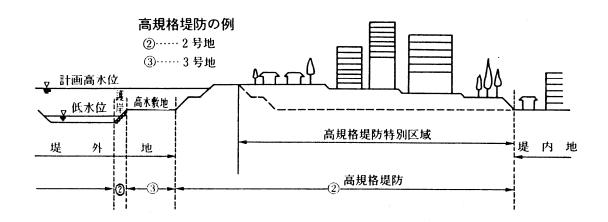
#### ア 高規格堤防

高規格堤防(通称:スーパー堤防)とは、背後に人口・資産が高度に集積した平地を抱える大河川において、洪水による破堤に伴う被害を防ぐために築造するもので、その敷地の大部分の土地が通常の利用に供されても洪水に対して充分に耐えることができる構造を有し、堤内側に緩い傾斜を持つ幅の広い堤防をいいます。(下図のとおり)

## イ 高規格堤防特別区域

高規格堤防特別区域とは、高規格堤防の完成により、その敷地である土地の区域は河川区域となりますが、その土地の区域のうち河川法に基づく規制を緩和し、通常の利用ができる区域を明確にするために設ける区域です。

「通常の利用」とは、普通堤防の背後地等で一般的に行われている住宅やビルの建築、道路や公園の設備等をいいます。



#### (2) 樹林帯区域の指定(河川法第6条3項)

## ア樹林帯

樹林帯には、2つの種類があります。

- 7) 一つは、堤防沿いの樹林帯いわるゆ河畔林です。これは堤防の機能を補完・強化すべき区間に整備されます。例えば堤防を越えて河川水が流れ出た場合、堤防に沿って樹林があることによって堤防を越えて流れ出た水の勢いが弱まり、その結果、破堤も一部抑えられたり、破堤した場合破堤部の拡大を抑制する効果があるものです。
- 1) もう一つの樹林帯はダム湖畔林です。ダム湖畔林はダム湖周辺の荒廃地等を中心に整備されます。これが整備されているとダム湖への土砂流入や汚濁水の流水を抑制する効果があります。

#### イ 樹林帯区域

樹林帯区域とは、一般の森林等とは異なり河川法の規制が及ぶことを示すために樹林帯である堤内側の土地の区域をいいます。

ウ 特定樹林帯区域 (河川法第26条3項ただし書き)

特定樹林区域とは、築堤等と併せて樹林帯を設置した場合であって当該樹林帯区域が 軟弱地盤であるとき、樹林帯区域を指定しようとする区域がその指定前に河川保全区域 である場合等当該区域に隣接する堤防等の河川管理施設(樹林帯は除きます)を保全す る必要があるときに指定される区域です。

(3) 河川保全区域(河川法第54条)と河川保全立体区域(河川法58条の3)

河川保全区域とは、堤防や護岸に隣接する土地が河川管理者に何の断りもなく掘削されたり、重量建造物や漏水のおそれのあるものが設置されると、河川管施設や河岸の保全に支障となることがあります。そこで、河川区域以外の土地であっても一定の行為を制限する必要がある区域をいいます。

河川保全立体区域の考え方は、基本的には河川保全区域と同じものです。

(4) 河川予定地(河川法第56条) と河川予定立体区域(河川法第58条の5)

ア 河川予定地とは、河川工事の施行により、新に河川区域の土地となるべき土地をいいます。この区域を指定した場合には、民有地であるといえども一定の行為を行う場合には河川管理者の許可が必要となります。

この場合、河川予定地が民有地である場合(河川法第57条参照)と河川予定地が河川管理者の権原を有する土地である場合(河川法第58条参照)では、河川法上の取扱いが異なります。

- イ 河川予定地の指定は、従来円満な私有財産として存在している土地に人為的に新たな 制限を課そうとするものであることから必要最小限度の範囲であることが必要です。
- ウ 河川予定立体区域の考え方は、基本的に河川予定地と同じものです。
- (5) 河川立体区域(河川法第58条の2)

ア 河川立体区域の制度は、河川の上下について建物の建築等の自由な利用を基本的に認めていくためのものであり、当該区域の土地利用に影響を及ぼすことを趣旨としたものではありません。

## イ 河川立体区域

河川立体区域は、高度な土地利用が図られている市街地において緊急に整備が必要な河川管理施設について必要な用地買収を行うことが困難な場合に、河川管理施設の存する地域の土地利用の状況、土地の利用に関する権利を有する者の現地居住の意向等を踏まえた上で必要であると認められる場合に指定される区域です。

一般的なものは次のようなものがあります。

## ① 地下に設けられた河川管理施設

土地の権原 区分地上権 所有権 所有権 かい カンネル河川 地下調節池

斜線部分が河川立体区域

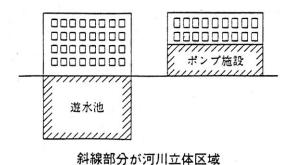
- ② 建物その他の工作物内に設けられた河川管理施設
  - a. 建物内に設けられる場合

土地の権原

所有権の共有(建物所有者との間)

河川管理施設の権原

区分所有権(建物の区分所有等に関する法律§2(1))



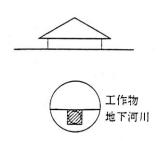
b. その他の工作物内に設けられる場合

土地の権原

区分地上権

河川管理施設の権原

所有権



斜線部分が河川立体区域

③ 洪水時の流水を貯留する空間を確保するための河川管理施設で柱又は壁及びこれらによって支えられる人工地盤から成る構造を有するもの

土地の権原

区分地上権又は所有権の所有

河川管理施設の権原

所有権の共有

